

妊娠が分かったら

妊娠おめでとうございます。元気な赤ちゃんを迎えるためには様々な準備が必要です。ここでは、妊娠中にすべきことや受けられる制度などをご紹介します。

母子健康手帳の交付

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

母子健康手帳は、妊娠中のお母さんと赤ちゃんの成長の記録です。育児に役立つほか、健診や予防接種を受けるときに必要です。

◆**交付日** 月4～5回(おおむね月曜日) 9:00～11:30
(祝日、年末年始の閉庁日を除く)

◆**場 所** 保健福祉課

◆**持ち物** 妊娠届

◆**その他** 都合の悪い方は、電話でご相談下さい。

当日記入していただく書類がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。



妊婦のための支援給付

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

蔵王町に住所を有する妊産婦を祝福するとともに、産前産後期間における経済的負担の軽減や妊婦と子どもの保険及び福祉の向上を図ります。併せて、給付の際には保健師等が子育て相談を行い安心して出産子育てをできるように支援します。

◆**対 象** 蔵王町住民基本台帳に記録がある妊産婦

一回目 妊娠届出時

二回目 出産後、新生児訪問等の面談を行った産婦

◆**給付の額** 支給額

一回目(妊娠時) 50,000円

二回目(出産後) 胎児の数 × 50,000円

※妊産婦名義の口座へ現金給付

◆**手続きに必要なもの** 妊産婦名義の通帳またはキャッシュカードの写し

妊婦一般健康診査(妊婦健診)

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

妊婦さんと赤ちゃんの健やかな成長、出産を応援するため、妊婦一般健康診査14回分の費用を助成しています。

里帰り出産のため県外の医療機関で妊婦健診を受診された方は、受診時に費用を一旦お支払いただくようになります。

出産後に保健福祉課に申請していただき、助成額を確定後に口座振込します。

里帰り出産以外の利用で、県外の医療機関を受診される予定の方は事前に保健福祉課までご相談ください。

◆多胎妊婦の方の場合

双子などの多胎妊婦の方は、さらに追加6回(妊娠期最大20回)の助成利用が可能です。



妊婦歯科健康診査

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

妊婦さんの口腔内の健康保持と、生まれてくる子どもの虫歯予防を目的に実施しています。助成は、1 妊娠期間につき 1 回とします。

◆対 象 蔵王町に住所を有する妊婦

◆費 用 無料

◆場 所 母子健康手帳交付時に渡される受診券裏面の委託医療機関一覧をご覧ください。

◆必要なもの 受診券・マイナンバーカードまたは資格確認書・母子健康手帳

MEMO

